

重点実施項目

平成15年6月13日政策検討会議決定事項

1 はじめに

多くの県民から寄せられた県政に対する提案や願いをマニフェスト(政策宣言)として取りまとめましたが、マニフェストを県の具体的な施策として取り組むために、政策検討会議を設置し、組織横断的な検討を進めてきました。

今回、県と県民の約束として、マニフェストの内容を具体化した「重点実施項目」を取りまとめ、公表するものです。

2 重点実施項目策定の意義

本県においては、倒産・失業の発生、過疎化による地域経済社会の活力の低下など、県民の不安感が増大してきており、早急な対応が求められています。

一方、NPOやボランティア活動の活発化に見られるように、市民の公共・共助活動への参加指向が高まっており、また、市町村合併や、地方分権推進の流れの中で、県民の行政ニーズに応えながらも効率的な地方行政を進めていくことが必要となってきました。

こうした構造的な問題を解決していくには、既存の制度を高めていくだけでなく、まずは、これまでの行政の既成概念を問い直すことが必要であり、このような問題意識に基づいて、平成15年度から4年間に重点的・集中的に実施する項目を

- ・現下の社会経済情勢に緊急対応を図る項目
 - ・21世紀の県の発展基盤を築く上で、重要かつタイムリーな項目
- などを中心に、重点実施項目として取りまとめました。

3 進捗管理について

重点実施項目の中の「実施方針」や「実施工程表」は、現時点での実施内容やスケジュールを掲げたもので、今後、検討が進むに従って内容等を変更することがあります。

なお、必要に応じて内容の更新を随時(年2回を目途)行うとともに、実施工程表の進捗管理を行っていきます。

(その内容については、県のホームページ等で公表します。)

4 佐賀県総合計画との関係

佐賀県総合計画は佐賀県の基本計画として平成12年12月に策定され、今後の県政運営も、この計画を基本とするものです。

今回取りまとめた重点実施項目は、佐賀県総合計画策定後の県民ニーズの変化等に対応して、県総合計画を補完するという性格を持ち、県民と約束した緊急対応分野をはじめ、平成15年度から4年間で特に力を入れて実施する項目を選択したものであります。

重点実施項目の工程表

番号	重点実施項目		担当課	実施方針	実施工程表				目標
					H15	H16	H17	H18	
1	情報公開度 全国ナンバーワン	<ul style="list-style-type: none"> 審議会資料や報告書、各種データなど見出しに関する情報は直ちにホームページ（HP）に公開 	県政情報室 地域・情報課	<ul style="list-style-type: none"> 情報公開度ナンバーワンをめざして、積極的な行政情報提供の推進について、佐賀県情報公開審査会の意見を聴くとともに、庁内調整を経て、平成15年9月、行政情報提供の総合的な推進についての全庁的なルール化を行い、順次、県HP掲載等による情報提供を実施する。 上記の中で早期に実施できるものについては、順次実施することとし、平成15年6月5日から公文書の写しの交付費用を20円/枚から10円/枚に引き下げた。また、審議会等に関する情報提供については、7月に全庁的なルール化を行い、9月から、県HP掲載等による情報提供を実施する。 					
		<ul style="list-style-type: none"> 予算編成や政策評価など政策決定過程についての公開 	財政総務課 企画調整課	<ul style="list-style-type: none"> 予算編成過程については、予算要求から決算までの公開のルールを確立し、平成16年度当初予算から公開を行う。 政策評価の公開については、平成15年度の評価から、新たに、有識者等からなる第三者委員会を設置し(8月設置)、評価過程で客観的な意見を聞くこととしており、最終的な評価確定後1か月以内に、評価結果とあわせて、第三者委員会の意見と対応状況について公開する。 					
2	県民満足度評価		企画調整課	<ul style="list-style-type: none"> 新たに、平成15年度から、「県民満足度調査」として毎年実施する。 	1回実施 ○	1回実施 ○	1回実施 ○	1回実施 ○	毎年1回
	パブリックコメント（県民からの意見募集）の義務付け		県政情報室	<ul style="list-style-type: none"> 県の基本的な施策に関する計画や条例、県民が広く利用する大規模施設の基本計画の策定等を基本として幅広くパブリック・コメント手続を実施する。（年間10件を目標とする。） 事業名・実施予定時期などを今後県HPに掲載する。 県HPでの閲覧・提案に加え、県民が身近な場所で閲覧・提案できるように、平成15年7月から各総合庁舎の県政情報閲覧コーナーに専用スタンド（書架）を設置する。 					毎年10件
3	ナビゲート・さが（仮称）の設置	<ul style="list-style-type: none"> 県政に関する情報提供や意見・相談の受付など総合的なサービス窓口と県民の交流の場の設置 	県政情報室 男女共同参画課 生活文化課	<ul style="list-style-type: none"> 多くの県民に気軽に県庁を利用してもらえるよう相談や情報提供業務の充実を図る。 女性からの様々な相談等に対応し、女性の視点を県政に反映させるため、女性の相談等の窓口を設置する。 NPO等の活動を育成・支援するため、NPOの相談等の窓口を設置する。 これらが一体となったワンストップサービスの県民総合相談・情報提供の窓口を平成15年8月に設置する。 					

番号	重点実施項目		担当課	実施方針	実施工程表				目標	
					H15	H16	H17	H18		
4	知事発・県政放送局の設置	・インターネットやテレビを通じて知事が直接県民へ報告	広報広聴課 地域・情報課	(インターネット) ・知事の県政運営の考えを、県民に直接かつ分かりやすく伝えるため、インターネット放送局を平成15年10月に開設する。 ・放送内容は、知事記者会見のライブ放送・録画放送、知事の県政報告。 (テレビ) ・平成15年7月から、STSサガテレビ「かちかちワイド」に知事が生出演し県民に直接メッセージを発信するコーナーを設ける。(毎週1回放送) ・庁内共通システムにより知事会見を、平成15年7月から県総合庁舎などで県民が視聴できるようにする。	●→● 9月末までに整備 10月放送開始					
	車座形式で県民との対話	・すべての市町村へ出向き実施	県政情報室	・全市町村を知事が訪問し、県民とのフリートークによる意見交換会として「知事とかがたろつかい」を行う。 平成15年6月から実施。 参加者：開催市町村の居住者などの自由参加 時間：2時間/回 ・福祉施設、教育現場等を知事が訪問し、現場の生の声をきく意見交換会として「知事のつかいかいします! (仮称)」を行う。(年2回程度) 訪問先：福祉施設、NPO関係、農林漁業従事者など 時間：2時間/回	●→● 6月第1回目実施					
5	知事特別補佐(仮称)の登用	・時代の変化に柔軟に対応できる先駆的な県政を展開するため、女性やまちづくり・産業の専門家などを登用	企画調整課	・県民との橋渡し役を担い、知事特命事項に関する調査等を行う「知事特別補佐(仮称)」を登用する。 ・まず、平成15年7月以降、以下のテーマを担当する特別補佐を登用(それぞれ2年程度委嘱)する。 男女共同参画 若者定住のまちづくり 国際関係 ・その後も、産業分野など必要とされる人材について引き続き検討を行い、随時追加登用する。	●→● 7月以降登用				●→● 必要に応じ随時登用	
6	効率的な行政経営と県民への説明責任の向上	・政策評価システムを予算編成や組織改革に反映し、その結果を公表	人事課 財政課 企画調整課	・政策評価システムを平成16年度当初予算編成へ反映させるため、平成15年度の評価から、新たに、新規事業について、事業の実施前に評価し、実施後に検証する一貫したシステムを構築する。(9月)。 県政の重要課題や重要新規事業については、二次評価を実施し、この評価結果を、予算編成につなげていくシステムを導入する(10月)。 有識者等からなる第三者委員会を設置し(8月)、評価過程で客観的な意見を聞くことにより、評価結果の客観性を高める。 これらの評価結果等については、評価確定後1か月以内に公表する。 ・また、平成15年度からの新しい評価システムを運用しながら、併せて「政策評価を組織改革に反映させるための評価システム」について検討を行い、平成17年度からの反映を目指す。	●→● 新規事業の事前評価(9月) ●→● 二次評価(10月) ●→● (8月)第三者委員会の設置 ●→● 調査・研究 ●→● 反映					
7	国にしっかりとモノを言う	・国の縦割り行政の弊害の除去や地方財政改革など、全国の知事有志とも連携	企画調整課	・全国知事会、九州地方知事会等による共同提案を継続する。 ・平成15年5月から、地方分権研究会などの全国の知事有志との連携を図り、職員が他県職員との共同研究や共同事業に携わり、情報交換をすることによって、新たな視点による政策立案、政策形成能力を向上させる。	●→● 知事会提案 ●→● 知事有志との連携(5月)					
	佐賀から地方主権の国づくり	・地方分権と国、地方を通じた構造改革	企画調整課	・政府予算提案に際しては、県民ニーズを踏まえて、県として真に必要なものについて、国に対し、新たな施策の実施や制度改正について要望していく。	●→● 新規提案10件程度	●→● 新規提案10件程度	●→● 新規提案10件程度	●→● 新規提案10件程度		40件

番号	重点実施項目	担当課	実施方針	実施工程表				目標			
				H15	H16	H17	H18				
8	企業のニーズに即応した総合的な支援策	・東京事務所を活用した販路開拓支援	産業振興課	<ul style="list-style-type: none"> 東京において、県内の中小企業等に、県に縁のある人脈を紹介するSAGAマーケティングプラザを開催し、販路のきっかけづくりを行う。 また、その後の商談等の状況を見まもりながら、新たな企業の紹介など成約に向けて支援していく。 県外の見本市へ新製品・新技術を出展する中小企業等に対し、その経費の一部を助成し、企業の積極的な販路開拓を促す。 これらの成果を踏まえ、大阪での開催や首都圏での拠点整備、販売レポート開拓員の設置などの新たな施策を検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> (SAGAマーケティングプラザ) ● 10月実施 ● 見本市への助成 ● 新たな施策の検討 						
			観光課 流通経済課	<ul style="list-style-type: none"> 東京圏における本県の観光・物産、農産物の販路開拓を図るため、東京事務所及び東京情報センターと連携しながら、以下の取組みを実施する。 飲食店・特産品 県産品を取扱う特産品取扱店・飲食店を「佐賀特産品おすすめの店」(飲食店・特産品取扱店)として平成17年3月までに60店指定し、指定店を通じて首都圏における県産品の販路拡大と知名度向上を図るとともに、平成17年度から指定店を活用した新たな事業を実施する。 農産物 県産農産物を取扱う小売店を「佐賀特産品おすすめの店」(農産物取扱店)として平成17年3月までに80店指定し、指定店での農産物フェア等を通じ、販路拡大と知名度向上を図っていく。 	<ul style="list-style-type: none"> 佐賀特産品おすすめの店の指定 90店 飲食店・特産品40店 農産物50店 140店 飲食店・特産品60店 農産物80店 指定店を活用した事業展開 指定店を活用した新たな事業展開 					平成16年度までに140店指定 ・飲食店・特産品60店 ・農産物80店	
		・商品開発のための補助制度の充実	商工課 産業振興課 財政課	<ul style="list-style-type: none"> 中小企業等が行う製品開発について、今年度から、商品企画力のあるデザイナー等専門家と協働して行う新商品開発に必要な経費の一部を助成する 「デザイン技術高度化支援事業」を実施するほか、伊万里・有田焼の振興を図るため、これまで蓄積された技術等を活用した新製品の開発に対する支援を拡充する。そして、次年度以降、事業の効果などもみながら、中小企業の商品開発支援制度の充実を図る。 商品開発助成をはじめ、県民からみてより利用しやすい補助制度のあり方、弾力的運用の方策等について研究し、平成15年度中に成果を取りまとめ、実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> デザイン技術高度化 ● 商品開発支援制度の充実 ● 研究 ● 実施 						
		・貸し渋りのない直接金融を導入するための県主導による中小企業向け債券市場の検討など	商工課	<ul style="list-style-type: none"> 県内の金融機関や事業者のニーズ・特性を踏まえ、本県に適した直接金融システムのあり方について調査検討を行い、県内中小企業等に対する資金調達の多様化を図る。 (平成15年度) 8月～10月 有識者の意見等を得ながら調査検討 11月頃 本県に適した直接金融システムのあり方について基本的な方向性をまとめる 	<ul style="list-style-type: none"> ● 調査検討 ● 8月～11月 	<ul style="list-style-type: none"> ● 制度設計 	<ul style="list-style-type: none"> ● 制度創設 				

番号	重点実施項目	担当課	実施方針	実施工程表				目標
				H15	H16	H17	H18	
9	トライアル発注制度の実施	商工課 産業振興課 監理課 用度管理課	<p>・平成15年度から、優れた製品等を有するものの官公需の実績がないベンチャー企業等に対し、毎年10件以上トライアル発注を行う。</p> <p>(平成15年度) 6月 トライアル発注先行実施分表【8件】 7月 トライアル発注基準を決定・公表し、トライアル発注対象製品を募集 8月 選定委員会での選定 10月 トライアル発注追加実施【年間通じて10件以上】</p> <p>・また、業者登録については、平成15年度に「物品の製造、修理又は購入に関する競争入札に参加することのできる者の資格及び資格審査に関する規程」の一部改正を行い、第2条1項9号で規定している「営業開始後1年を経過していない者を認定できない」条項を撤廃する。</p> <p>(平成15年度) 6月 業者登録に関する規程の改正</p>	<p>10件以上発注</p> <p>7月発注基準決定</p> <p>8月選定委員会での選定</p> <p>6月規程改正</p>	<p>10件以上発注</p>	(再検討)	<p>毎年度10件以上発注(当面H16まで)</p>	
10	県庁が率先してローカルに徹する	商工課 技術管理課 用度管理課 地域・情報課	<p>県内企業の受注機会の確保、雇用の維持を基本とし、地元発注・調達率を高めていくため、雇用貢献等も考慮し、発注・調達の対象とする事業者を選別の上、地元企業を優先する発注・調達を推進する。</p> <p>【物品調達について】 本庁等で使用する出納局集中調達物品については、これまで県内企業・県外企業の区分は問わずに発注してきたが、緊急措置として、特種な物品等を除き、原則として県内企業を優先することとし、県内企業への発注率を平成16年度までに10%高める。 (「県内企業」の定義：「県内に本店を有する者、県内に支店等を有し、県内従業員比率が50%以上の者又は県内従業員数が40人以上の者」) 【設計委託について】 土木部発注のうち、県外業者への発注率が高い建設コンサルタントへの設計委託については、委託業務指名のガイドラインを策定するなどにより、県内企業への発注率を平成16年度までに10%高める。</p> <p>「ローカル発注推進会議」を設置し、発注・調達の実態把握等を行った上で、平成15年7月までに地元発注・調達率向上のための緊急措置をとりまとめ、公表する。 (検討事項) 公共工事について ・県外業者等が完備となった場合の下請業者への県内企業の優先活用、資材等の県内優先調達及び県内技術者等の優先・法面工事やガードレール設置等の安全施設設置工事に係る指名のガイドラインの策定等 印刷物について ・「企画デザイン」と「印刷」の分離発注等 IT関係について ・大型システムの開発・運用については、県内中小企業が参入できるよう大手ベンダーとのコンソーシアムを推奨するとともに、入札時の総合評価項目に地元貢献度を含めるなど、県内IT産業に配慮した受注誘導策等</p>	<p>6月 県内企業の定義設定</p> <p>物品の県内調達推進</p> <p>設計委託の県内優先</p> <p>ローカル発注推進会議の設置</p> <p>7月緊急措置公表</p>	(再検討)	<p>出納局集中調達物品の県内企業発注率10%増(H16)</p> <p>設計委託の県内企業発注率10%増(H18)</p>		
	・学校給食における地元食材使用率の10%アップ	体育保健課 流通経路課 漁政課	<p>・学校給食を行っている県内の小中学校29校のすべてで、子どもたちが「安全でおいしい県産食材」を使った給食が食べられるように、平成16年3月までに、農林水産関係者や学校給食関係者の方と、県産食材の供給体制や価格等について検討を行い、利用促進のための支援策を充実しながら、学校給食の副食(おかず)における県産食材の使用割合を、平成13年度の32%から平成17年度までに42%へ高める。</p>	<p>供給体制等検討</p> <p>H13年度 32%</p> <p>123校</p>	<p>地元食材の使用割合</p> <p>42%</p> <p>149校</p> <p>県産食材を8割以上使用する給食を年10日以上実施する学校数</p>	<p>42%</p> <p>239校</p>	<p>地元食材の使用割合42%</p> <p>県産食材8割実施校数269校</p> <p>269校</p>	

番号	重点実施項目		担当課	実施方針	実施工程表				目標	
					H 1 5	H 1 6	H 1 7	H 1 8		
11	世界を視野に産学官連携による新しいビジネスの育成	・地域産業支援センターにTLO（技術移転機関）を創設	産業振興課	<ul style="list-style-type: none"> ・平成16年7月から県と大学等の関係機関で、大学等の保有特許や県内企業の利用意向などの調査を行うとともに、TLOの組織体制及び経営計画等の検討を行い、TLO設置の可否について平成16年1月までに決定する。 	<ul style="list-style-type: none"> ●→ 調査・検討 ●→ TLO創設の可否の決定 					-
		・シンクロトロン光心用研究施設を活用した先端技術の開発を支援	産業振興課	<ul style="list-style-type: none"> ・県有ビームラインの利用促進については、大学等の研究者のほか、利用可能性の高い分析会社や他の施設を利用している企業及びシンクロトロン光研究と関連の深い半導体・セラミックス・医薬品等の企業を数多く訪問し、開業時からの施設利用に結びつける。 ・県内企業については、大学研究者等による利用説明会を開催し、利用促進を図る。 ・利用方法の説明、指導等を行うビームラインごとの利用者懇談会を平成16年12月までに設置し、利用意向のある企業を早期に具体的施設利用へ誘導する。 ・県有ビームラインについては、開業時から当面、光の質を上げる調整業務が必要になるため、利用目標としては、平成17年に600時間（1本当たり年間200時間×3本）、平成18年に1,200時間（1本当たり年間400時間×3本）の利用を目指す。 ・外部ビームラインについては、大学、企業への誘致活動により、外部ビームライン12本（予定）のうち、平成17年に1本、平成18年に1本の設置を目指す。 ・最終的には、開業後12年目（平成28年）に、県有ビームライン6本、外部ビームライン12本、合計18本の設置を目指す。 	<ul style="list-style-type: none"> ●→ 企業への営業 ●→ 利用者懇談会設置 	開業			<ul style="list-style-type: none"> ●→ 県有ビームライン利用時間（1本当たり） H17:200時間 H18:400時間 (H28:1,200時間) ●→ 外部ビームライン H17:1本 H18:2本 (H28:12本) 	
12	未処分工業団地について分譲から賃貸方式への転換		産業振興課	<ul style="list-style-type: none"> ・県内の工業団地（現在、分譲中は10箇所）のうち、まずは、県有の七ツ島工業団地について、平成16年6月議会にリース制度導入の条例案を付議し、リースを行う。 ・県公所有団地の武雄、三津については、企業からの引き合い状況を見ながら、リースを行う場合の課題点や、公社から団地を買い取った場合の予算措置等について平成15年12月末までに庁内関係課や公社と検討を行い、方針を決定する。 ・市町村団地については、県のリース制度導入を踏まえ、平成15年12月末までに市町村と検討を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ●→ 県営の団地 ●→ 県有団地（七ツ島） ●→ 6月議会条例制定 ●→ 県公所有団地（武雄、三津） ●→ 県と公社の検討 ●→ 12月 ●→ 市町村の団地 ●→ 県と市町村の検討 ●→ 12月 	県によるリース			平成15年度からリース制度導入	
			産業振興課	<ul style="list-style-type: none"> ・平成16年7月から県内に「佐賀経済特区」設置に向けた準備会議を設置し、平成16年9月末まで経済特区に係る情報収集を行う。 ・平成15年10月に経済特区制度の検討や市町村等関係機関との調整を行う「佐賀経済特区検討委員会」（県、市町村、民間で構成）を立上げ、対象地区の検討や優遇税制、助産制度、貸付金等具体的な優遇措置の内容、IT環境の整備計画等について検討を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ●→ 9月 ●→ 庁内準備会議 ●→ 10月 ●→ 検討委員会 ●→ 10月 ●→ 10月 				-	

番号	重点実施項目	担当課	実施方針	実施工程表				目標
				H15	H16	H17	H18	
		商工課	・雇用創出の期待できる幅広い分野で、併せて4年間で1万人の雇用を創出します。	3,200人	3,000人	2,000人	1,800人	4年間で1万人の雇用創出
13	・介護や保育サービスでの雇用拡大を進めるとともに、 ・森林や土壌の状況診断や間伐を行い豊かな山林の保全を目指す「土と緑の雇用事業」を雇用基金を活用して実施します。また、 ・福祉や環境分野を中心にNPOの増加や有償ボランティア制度の創設等により	長寿社会課	<p>主な内容 (介護部門)</p> <p>さがゴールドプラン21に基づき、特別養護老人ホームなどの施設サービスや訪問介護員などの居宅サービスの基盤整備を行い、平成18年度までに1,325人の雇用を創出する。</p> <p>民間による宅老所(定員10名程度)の整備について、平成15年度から新たな支援を行い、平成18年度までに48人の雇用を創出する。 平成15～18年度整備(支援)予定 各年度3カ所</p> <p>居宅サービスを利用する県民の悩みや相談を各居宅において聴取し、サービスの向上につなげるため、相談業務の仕組みを平成15年度中に検討し、平成16年度からの実施を目指す。 相談業務の方策 介護保険者に介護相談員を設置</p> <p>(保育部門)</p> <p>保育所の整備を進め、平成18年度までに87人程度の雇用の創出を図る。 平成16年度以降の保育所整備について、平成15年度中に計画する。 ・平成15年度整備計画 創設2カ所 増改築3カ所</p>	介護サービス基盤特養等 262人	134人	133人	70人	常用雇用計 1,385人
14	<u>4年間で1万人規模の雇用の創出。</u>	児童青少年課 少子政策室 総務学課	<p>延長保育などの特別保育事業や、放課後児童対策事業、乳幼児健康支援一時保育事業(病後児保育事業)、子育て交流広場設置運営事業を推進し、平成18年度までの4年間で保育士等197人の雇用を拡大する。</p> <p>佐賀県緊急雇用創出基金を活用し、働く女性の子育て支援を一層進めるため、これまでの延長保育サービスの利用時間をさらに延長するなどの取組みを新たにスタートし、2年間で延べ34名の雇用を創出する。</p> <p>多様な子育てサービスの情報提供、相談受付及び助言、利用奨励等を行う「子育て支援コーディネーター」を新たに配置する。</p> <p>佐賀県緊急雇用創出基金を活用し、県内各私立幼稚園において、特色ある幼稚園教育を推進するため、多様な経歴を有する社会人を教員補助員等として活用し、保育サービスの向上を図る。</p>	訪問介護員等 232人	186人	204人	104人	
				宅老所 12人	12人	12人	12人	短期雇用計 210人
				相談員 4人	4人	4人		
				新規雇用計 506人	336人 (累計) 842人	353人 (累計) 1,195人	190人 (累計) 1,385人	
				保育所 35人	17人	18人	17人	
				特別保育 など 54人	47人	49人	47人	
				新規事業 17人	17人			
				コーディネーター 2人	2人	2人	2人	
				教員補助員 88人	88人			
				新規雇用計 91人	計 66人 (累計157人)	計 69人 (累計226人)	計 66人 (累計292人)	
				短期雇用計 105人	計105人			

番号	重点実施項目	担当課	実施方針	実施工程表				目標
				H15	H16	H17	H18	
13		林政課 森林整備課	<ul style="list-style-type: none"> 平成15年8月から「佐賀県緊急雇用創出基金事業」等を活用した「森林環境整備緊急対策事業」を実施、高層林の間伐や竹林の整備及び人工林に侵入した竹の駆除について雇用を創出する。雇用者は平成15年度に132人、平成16年度に132人を予定している。 また、広葉樹の植栽については、「さが色彩の郷づくり推進事業」の中で5年間で33万本の植林を行うこととしており、「佐賀県緊急雇用創出基金事業」により、平成15年度3名、平成16年度12名の雇用を予定している。 	8月募集 (10月雇用)				279人
		<ul style="list-style-type: none"> 介護や保育サービスでの雇用拡大を進めるとともに、森林や土壌の状況診断や間伐を行い豊かな山林の保全を目指す「土と緑の雇用事業」を雇用基金を活用して実施します。また、 福祉や環境分野を中心にNPOの増加や有償ボランティア制度の創設等により 	生活文化課 少子政策室 健康福祉課	<ul style="list-style-type: none"> NPO法人で組織する「NPOまちづくり推進機構」に、公益性の高いまちづくり事業等を公募し、NPO等で確くまちづくりを推進する事業を委託する。(平成15年度) 7月下旬：業務委託、8月初旬：事業公募、9月初旬：事業選考、実施 相談業務を受託できるNPO法人の平成15年度内の創設を指導し、平成16年度から委託できる体制整備に努めるとともにNPO法人における有償ボランティア等の活動を促進する。 「地域子育て相互支援事業」を推進し、市町村にコーディネーターを配置し、ボランティア(子育て支援サービスを提供したい者)と子育て支援サービスを受けたい者をつなげることで、子どもを生き育てやすい環境づくりを推進する。 佐賀県緊急雇用創出基金を活用し、集団登録会、献血併用型登録会の機会を確保するため、新たな取組みとして、専属チーム(未就業の看顧師など)を設置することにより、ドナー登録目標数の早期達成を目指す。 	推進機構 6人 相談業務 2人 有償ボランティア 220人 (1万人雇用創出計画の枠外) コーディネーター 4人 チーム 4人	1人 1人 324人 (累計544人) 4人 2人 4人	1人 420人 (累計1364人) 2人 2人 4人	500人 (累計1464人) 2人
14	4年間で1万人規模の雇用の創出。							
15	若年者の技能習得と雇用促進	・県内の福祉・医療・教育施設や企業における職業体験の促進	<ul style="list-style-type: none"> インターンシップ促進事業について、県内高校の実施数を、平成14年度の27校から平成18年度までに36校に増やす。 高卒未就職者等に企業で就業体験をさせることで、早期就職を促進する「高卒未就職者等就業体験事業」を平成15年度から新たに実施する。(就業体験者数) 平成15年度：30名 平成16年度以降は雇用情勢に応じて実施 就業体験者の自覚調査を行い、就職状況を把握 	インターンシップ 30校 就業体験 30名	32校 (雇用情勢に応じて実施)	34校 (雇用情勢に応じて実施)	35校 (雇用情勢に応じて実施)	平成18年度までに36校で実施

番号	重点実施項目		担当課	実施方針	実施工程表				目標
					H 1 5	H 1 6	H 1 7	H 1 8	
16	雇用のための県民会議の設置	・雇用対策を緊急に進めるため、行政やNPO、産業、教育など各界の代表、有識者等からなる県民会議を設置	雇用対策室	・学識経験者、産業、労働、教育、NPO団体や行政で構成する「雇用のための県民会議」を設置し、雇用促進の方策等について検討する。	年に4回開催				-
17	ジェンダーエンパワメント測定に注目し、啓発	・女性の種別所得割合や専門・技術・管理職・議員数の女性比率」に着目し、啓発。	男女共同参画課	・GEM値算出の材料となる指導的立場の女性の率の向上という観点から、目標設定と雇用促進が可能なものとして、各種審議会等における女性委員の登用比率を高める（平成18年度までに30%以上にすること） ・農業委員会の女性委員数を増員する（平成17年度までに1農業委員会当たり2人以上とし、全体で8人以上）とする目標を設定する。	年間を通し各種研修フォーラム、セミナー等の実施				-
	県の各種審議会における女性委員の比率（H14現在、23%）を4年で30%以上		男女共同参画課	・女性委員の登用促進を図るため、「各種審議会・委員会等への女性の登用促進対策」を平成15年度8月中旬に改正する。 ・各課から提出させた登用計画を踏まえ、平成15～18年度登用計画を佐賀県男女共同参画推進会議において平成15年7月上旬に決定する。	・7月に登用計画決定 ・平成14年度末現在24.2%				30%以上
	「異年齢による公的会議」の成立	・若者から高齢者までの異年齢の意見集約	人事課	・平成15年度の審議会等運営状況調査の結果等を踏まえ、異年齢構成のあり方について整理し、数値目標の設定が可能なものについては、平成15年9月までに平均年齢等の数値目標を設定する。 ・なお、実際の任用の時期は、それぞれの審議会委員の任期により異なっており、順次見直していく必要があることを考慮して、目標達成スケジュールを設定する。	実態調査 数値目標 ・年次スケジュール等設定				
18	「女性のためのサポートデスク（仮称）」の設置	・女性の視点を県政にしっかりと反映させるため、セクハラや家庭内暴力、生活面など県政に対する女性からの様々な相談や提言を受け取る。	男女共同参画課	・県民総合相談・情報提供の窓口内において、女性のための相談、提言の窓口を新しく設置する。	・8月設置				-
19	「NPO活動支援オフィス（仮称）」	・福祉、環境をはじめとする様々な分野におけるNPOや地域ボランティアの活動を支援、意欲ある県内の各地域に設置、女性NPO法人、地域ボランティアの育成とそこで活躍する人を2倍	生活文化課	・「NPO推進機構」に設置する推進会議を通じて地域におけるNPOの活動拠点のあり方について具体的な検討を行う。（公共施設の活用等）（平成15年度） 8月初旬：推進会議設置 9月初旬：（予算化に向けた検討） ・NPO法人数と会員数を現在の2倍になるよう新たに50法人の設立認証を目指す。 ・NPOの活動拠点を県内4カ所に設置する。	8月検討会議 NPOサポートデスク設置 65法人（+15）	活動拠点の整備2カ所 78法人（+13）	活動拠点の整備3カ所 90法人（+12）	活動拠点の整備4カ所 100法人（+10）	NPO活動法人数 100法人

番号	重点実施項目		担当課	実施方針	実施工程表				目標
					H 1 5	H 1 6	H 1 7	H 1 8	
20	60歳を過ぎてからの起業 やNPOの設立支援	・50社、団体の起業、設立	生活文化課 商工課	<ul style="list-style-type: none"> ・市内に連絡会議を設置し、市町村に設置しているシルバー人材センターと連携して高齢者の起業を推進する。 ・商店街の空き店舗等を活用したシニア世代による起業を推進するとともに50組織の設立を目指す。 	7月市内連絡 会議設立 → 10月推進策 の策定				50組織
21	チャレンジドが給料を受け取りながら働けるようNPOや地域ボランティアによる働く場づくりへの支援		障害福祉室	<ul style="list-style-type: none"> ・NPOや地域ボランティアによる働く場の創設及び支援策について、平成15年度中に策定する「佐賀県・新障害者プラン」において方針を決定し、平成16年度から実施する。 ・なお、平成15年度において、新たに、30人の障害者が働ける場となる「福祉工場」を整備する。 	●→● プラン策定 (方針決定) 福祉工場 整備1か所	●→● プランに基 づく支援策 の実施			-
		グループホームなどの設置、運営に対する支援の充実	・80人以上が暮らせる施設の設定	障害福祉室 健康福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・グループホームの設置など住まいの場への支援策について、平成15年度中に策定する「佐賀県・新障害者プラン」において方針を決定し、平成16年度から実施し、80人以上の住まいの場を確保する。 ・なお、平成15年度において、新たに、64人が暮らせるグループホーム等を整備する。 	●→● プラン策定 (方針決定) 64人分	●→● プランに基 づく支援策 の実施		80人以上
22	NPO法人が自家用車によるチャレンジドの移送サービスの実現	・国に働きかけ	障害福祉室	<ul style="list-style-type: none"> ・政府予算提案をはじめ様々な機会、実現に向けて国に要望していく。 	●→ 働きかけ			●(実現)	-

番号	重点実施項目		担当課	実施方針	実施工程表				目標	
					H 1 5	H 1 6	H 1 7	H 1 8		
23	まだら分権	・元気な市町村とともに地或立県の佐賀県づくりを進めるため、意欲のある市町村に県の権限を積極的に移譲する	市町村課	・希望と能力に応じて、個別に移譲する新たな権限移譲方式を導入する。 ・このための、検討委員会を設置し、平成16年度以降の年次計画を策定する。	検討委員会設置(7月) ●→ 年次計画の検討及び市町村調整	実施(4月) ●→				-
	県別特区	卓越したアイデアを有する市町村には「県別特区」を実施	企画調整課 地或・情報課	・平成16年6月に、庁内関係課による検討会を設置し、市町村への支援のあり方やニーズ等を研究する。 ・平成16年度に、市町村等との様々な対話の機会を通じて得られたアイデアの事業化に向けた検討を進める。 「県別特区」市町村の卓越したアイデアの実現のために障害となっている県の権限に係る規制の緩和、権限そのものの市町村への移譲及びその支援を行う特区(県の権限に寄らないもの)については、従来通り国の特区制度で対応 「佐賀経済特区」が企業誘致を中心とした経済特区であるのに対し、「県別特区」の対象分野は、地或づくり、まち・むらおこし等単なる経済活動を伴わないものを含む。	研究、ニーズ調査 ●→	具体策検討 ●→	具体化 ●→			-
24	地或産業支援センターを活用した起業や技術開発、金融支援等の充実	・バイオマスや海洋などを活用した環境にやさしい産業	商工課 産業振興課	・平成15年12月までに、県内でのバイオマスや海洋関係への技術や取組状況を把握するための調査を行い、さらに、平成16年度には、大学や研究機関、企業などを対象として、バイオマス等を活用した技術や開発のための体制・予算等の調査を実施し、成長の可能性やそのための課題等を整理する。 ・これらの調査を踏まえて、バイオマス等の取組にやさしい新産業の事業化に向けた可能性を検討し、支援センターの強化や産学官による共同研究の提案等の必要な施策を実施する。 ・金融支援については、特に優れたビジネスプランを持つ中小企業者に無担保・無保証人で融資を行う「元気企業チャレンジ対策資金」の創設により新事業展開や新規創業者等に対する支援を強化する。 ・さらに、制度金融の利用を促進するため、保証人要件を緩和する。(原則2名以上 原則1名以上)	取組状況等の調査 ●→ 金融支援の充実 ●→	企業等を調査し、課題等を整理 ●→	事業化可能性の検討 ●→	共同研究の提案等 ●→		-
		・福祉ビジネス、地或資源を活かしたコミュニティ・ビジネスなど新しい産業の育成	商工課 企画調整課	・平成15年度から、空き店舗等の深刻な問題を抱える商店街へのコミュニティビジネスの導入支援事業を先行実施する。 ・並行して、コミュニティビジネスの総合的な育成策を平成15年10月までに取りまとめる。(平成15年度)7月 庁内検討会設置(関係課参加)10月 育成策の取りまとめ(育成目標数の設定) ・検討結果を踏まえ、平成16年度からコミュニティビジネス育成支援策を追加投入する。	商店街での先行実施 ●→ 検討会設置(7月) ●→ 育成策取りまとめ(10月) ●→					-
										-
						支援策の追加投入 ●→				-

番号	重点実施項目		担当課	実施方針	実施工程表				目標
					H15	H16	H17	H18	
25	頭脳集積を目指した企業誘致	・雇用創出効果の大きいコールセンターやIT基盤を活かしたコンテンツ産業などの企業誘致	産業振興課	・コールセンターやコンテンツ産業の誘致を促進するため、立地促進補助制度の拡充を行うとともに、コールセンター業界で必要とされるIT技能や電話応対の基礎技能を持った人材育成を図り、平成18年度までに10社、1000人の雇用創出を目指す。	2社 200人 人材育成	2社 200人	3社 300人	3社 300人	平成18年度までに誘致企業10社新規雇用1千人
26	佐賀農業の競争力向上	・経営規模拡大	農産課	・農地・農作業の集積を促進する農地保有合理化事業等を充実しながら農地流動化率を平成14年の20.4%から平成18年の25%へ高めながら、意欲ある担い手農家の経営規模拡大に努める。 ・農業経営の規模拡大を可能とする労働力の確保を図る「農業労働力調整システム」の構築に努める。	8-11月 新たな支援策等の検討	支援策の実施			農地流動化率 25%(H18)
		・企業化への支援など自立した経営農家を育成するための支援制度の充実	農政課	・自立する経営農家として、認定農業者など地域の担い手を位置づける。経営確立のため、生産拡大や経営体質強化のための支援策を充実するとともに、更に農業法人の設立指導の強化や、新たな技術や経営の革新に取り組む農業者等を支援する。 (認定農業者数 平成15年3月末 3,683人 平成18年度 4,700人 最終目標平成22年度 5,400人(農業の持続的発展))	生産拡大、経営改善等				認定農業者数 4,700人(H18)
		・大都市圏への販路開拓	流通経済課	・テレビCMなどを活用した県産農産物のPRやキャンペーン等を効果的に実施し、県産農産物のイメージアップや認知度向上を図り、大都市圏(東京・大阪)の卸売市場における県産農産物の取扱量が、平成14年度に対し平成18年度までに15%高まるよう販路開拓に努めます。	PR活動、キャンペーン等の実施				大都市圏(東京・大阪)の卸売市場での県産農産物の取扱量 H14:74千トン 85千トン(15%増)
27	「地産地消」の推進	・県内スーパー等における県内産物の表示支援	流通経済課	・県内の「佐賀特産品おすすめの店」を平成17年3月までに60店指定し、県産品コーナーの設置や分かりやすい表示がなされるよう働きかける。	佐賀特産品おすすめの店の指定				佐賀県内における「佐賀特産品おすすめの店」設置数 60店(H16)
		・県内スーパー等における鮮魚・水産加工品の仕入れ実態等流通経路について平成15年度中に調査し、「佐賀特産品おすすめの店」等における産地表示について検討する。	漁政課		指定店への表示支援の実施				
	「食」に関する消費者意識の向上	・学校教育や地域における農業・漁業体験の充実	農政課 農村計画課	・学校及び農業関係機関が連携し、特別活動や総合的な学習の時間を活用して、平成18年度までに全ての小学校(174校)で稲作や野菜作りなどの農業体験を実施する。	検討				農業体験の実施小学校数 174校(H18)

番号	重点実施項目		担当課	実施方針	実施工程表				目標
					H15	H16	H17	H18	
28	安全で安心な「佐賀の食」づくり	・安全で安心な「佐賀の食」づくり	食品安全室	<ul style="list-style-type: none"> ・「安全・安心“さかの食”県民運動」を展開し、生産から消費までの県民各層の自主的な取組みを推進する。(平成15年度) ・佐賀県食品安全憲章の制定 ・アクションプランの策定 など 	7月：推進会議 1月：月間、大会、憲章制定	推進会議 1月：月間、県民大会、取組みの推進			県民の“さかの食”に対する満足度100%
		・有機栽培農産物の認証制度の充実	園芸課	<ul style="list-style-type: none"> ・安全・安心な農産物づくりを推進するため、国の有機食品検査認証制度の活用をはじめ、県独自の特別栽培農産物の対象品目を平成16年3月までに51品目から55品目に拡大する。 ・また、生産者や消費者に対するPRの強化や生産技術等の情報交換会の開催などにより特別栽培認証制度への取組みを促進するなどして、減農薬栽培や減化学肥料栽培などに取り組む農家の割合を、平成14年度の13%から平成18年度には10%増の23%に高める。 	品目拡大(51→55)制度のPR情報交換 (H14:13%) 残留農薬分析装置の導入			H18:23%	減農薬栽培等に取り組む農家数の割合 23%(H18)
		・自然食品や機能性食品の開発支援	産業振興課	<p>工業技術センターでは、機能性食品を重点分野と位置づけ、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄海苔からのポルフィランについては、平成15年度から企業との共同研究を行い、平成17年度に健康食品としての商品化を目指す。 ・未利用魚体からのコンドロイチン酸についても、平成16年度から企業との共同研究に取り組み、平成18年度に化粧品や薬品等での商品化を目指す。 ・この他、県内の豊富な農水産物資源を活用した新たな機能性食品の研究開発を行うとともに、企業への技術支援を行う。 	研究開発支援 ポルフィランの共同研究		ポルフィランの商品化		ポルフィランの平成17年度商品化 コンドロイチン酸の商品化
		農政課	<ul style="list-style-type: none"> ・農業試験研究機関では、今後、工業技術センターなど他分野との共同研究を推進し、平成18年度を目標に、例えば、大豆のイソフラボンや紫黒米のポリフェノールなどを利用した商品開発等を目指す。 	H15研究課題の選定	H16～共同研究の実施	試作品	商品化		
	新しい流通システムの構築	・時代とともに変化する消費者のニーズに適応した、生産者の顔が見える農産物を大都市圏の消費者が購入できる流通システムの構築	流通経済課	・平成15年度において、生産者等に対し、インターネット販売システムの導入を推進するとともに、消費者に対し、産地情報誌「旬感佐賀」やホームページでインターネット販売者を積極的に紹介していく。	インターネット販売推進、「旬感佐賀」等での紹介				-

番号	重点実施項目	担当課	実施方針	実施工程表				目標
				H15	H16	H17	H18	
29	有明海におけるノリ漁家の協業化の推進	水産漁港課	<ul style="list-style-type: none"> 平成15年度には24世帯の協業化(5協業体)を行う。 全漁業者の意向調査等から、平成17年度までに、ノリ養殖の協業化率を、平成14年度末の全ノリ漁家の27.4%(357世帯:77協業体)から40%(約500世帯100協業体)まで高める。 	5協業体				ノリ養殖の協業化率 27.4%(H14) 40%(H17)
	漁業資源の確保・育成	水産漁港課	<ul style="list-style-type: none"> 漁場環境の異なる玄海・有明海地区の漁業資源の確保・育成に向け、玄海地区では、藻場造成などの漁場整備や種苗放流に、有明海地区では、海底耕耘・清掃などの漁場環境改善や種苗放流に取り組むことにより、平成16年度までには、現状に対し、新たに約670トン、平成18年度までには、約900トンの漁獲量の高上げを行う。 		漁場の整備・種苗放流			平成18年度までに、漁獲量を現状より900t増加させる
	玄海、有明水産物の市場競争力強化のための支援	漁政課	<ul style="list-style-type: none"> 今年度策定を予定している玄海水産振興計画の中で、流通実態の把握を十分に行い、水産物販売力の強化策を打ち出す。 佐賀のりについては、集団管理体制により、高品質ノリづくり、信用力の維持に努めるとともに、百貨店との連携等により佐賀のりブランド新商品の開発・支援を行い、商社が、有明漁連から購入したノリを「佐賀のりブランド」として販売している商社数の割合を、現在の約20%から、平成17年度までに約30%になるよう高める。 	実態把握				「佐賀のりブランド」としての販売割合 20%(H14) 30%(H17)
30	森林資源の維持と林業の活性化	林政課 技術管理課	<ul style="list-style-type: none"> 全庁的な県産材の利用推進体制の充実・強化を図るため、平成15年度において <ul style="list-style-type: none"> 8月 庁内関係部局で構成する「佐賀県木材利用推進委員会(仮称)」を設置 10月 各部局毎の公共施設・公共土木工事における木材利用の取組み方針、木材使用量の目標値、庁内の机・家具の県産材利用品への切り替え目標を設定 12月 木材関係団体や木工・家具関係団体等との調整を踏まえ、全庁的な木材利用のスケジュールを明らかにする。 また、県産材の安定供給を実現するため、「顔の見える『さかの木』流通促進事業」を実施し、県産材の品質向上と生産体制を確立する。 	●→				-
				<ul style="list-style-type: none"> 公共施設への県産材利用の推進 	庁内検討			
				<ul style="list-style-type: none"> 県庁における机・家具などの全面的な県産材利用品への切り替え 公共事業における県産材利用の促進など 				

番号	重点実施項目		担当課	実施方針	実施工程表				目標
					H15	H16	H17	H18	
31	アジアのハリウッド構 想の推進	・豊かな自然、広大な県土など 恵まれた素材を生かした外国 映画等のロケ誘致、県主導 によるフィルム・コミッショ ン機能の充実、「エコ・ス テージ」として自然景観保 全、県外へのPR、映画産業の 招致など	企画調整課	<ul style="list-style-type: none"> ・「佐賀」であることの個性を發揮しつつ、映像産業の誘致等を目指した「アジアのハリウッド構想」を推進するための戦略を取りまとめ、県民協働で推進する。 映像素材の開発、再発見（佐賀らしさの発見） 素材の映像化推進（佐賀ストーリーの発信） キーとなる映像産業の誘致（フィルムコミッション、佐賀ドラマの創出） 映像制作企業の誘致、育成 映像産業誘致のアジア展開 		-			
32	「知の拠点」づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・有田県立大学の正式大学への移行の検討 ・工業技術センターなど既存施設の高度化を検討 	企画調整課 商工課 産業振興課 農政課	<ul style="list-style-type: none"> ・公認試験研究機関や産業教育機関、大学等が各々保有する「知」を結集、高度化すること等により、県全域をカバーする総合的な「知の拠点」（研究開発・人材育成機能等を併せ持つもの）づくりを進めるための検討を開始する。 平成15年10月～ 庁内検討（現状把握、課題の抽出等） 平成16年度 外部関係者等との本格検討 		-			

番号	重点実施項目		担当課	実施方針	実施工程表				目標
					H15	H16	H17	H18	
33	高速交通体系の構築 ・西九州自動車道や有明海沿岸道路、佐賀唐津道路など、県内産業の基盤となる高速交通体系の構築		道路課	<ul style="list-style-type: none"> ・西九州自動車道（県内延長約50km） 浜玉町から唐津市（中原）間は工事中。唐津市から伊万里市（南波多町）間は用地買収中。伊万里市から松浦市間は環境影響評価手続きなど調査中。平成17年度に浜玉IC～唐津IC間6.6km開通。 ・佐賀唐津道路（延長約40km） 多久厳木間約14kmが暫定2車線で供用中。唐津市から相知町間、多久市から佐賀市間は調査区間に指定され環境影響評価手続きなど事業化準備中。平成18年度厳木バイパス全線開通。 ・有明海沿岸道路（県内延長約27km） 福岡県側は全線事業実施中。佐賀県側は平成12年度に大川市から佐賀市間（延長9km:国直轄事業）及び佐賀市から福富町間（延長10km：県事業）が整備区間に指定され、環境影響評価手続きなど事業化準備中。平成17年度に佐賀～福富間事業着手 <対応方針> 国直轄事業については、事業費の増額要望は当然であるが、路線ごとの重点整備区間の選別を行い、集中投資による事業効果の早期発現を図れるよう事業主体である国と協議を行う。 ・有明海沿岸道路（佐賀福富間）における県事業についても、県内における国道改築事業の重点整備区間について選別を行い積極的に集中投資を進めていく。		西九州自動車道は、浜玉ICから唐津IC間の開通。 佐賀唐津道路は、厳木バイパスの全線開通。 有明海沿岸道路は佐賀から福富間の事業着手。			
	ケーブルテレビを活用したIT環境の整備 ・ブロードバンド利用可能世帯カバー率90%以上		地域・情報課	<ul style="list-style-type: none"> ・県内のケーブルインターネット等ブロードバンド利用可能世帯カバー率(平成15年度末で76.9%見込)90%以上(13.1%増)にするために次の施策を行う。 既存ケーブルテレビ施設のインターネット化への支援及びケーブルインターネット新規エリア拡大への支援（12.7%増：鳥栖市、伊万里市、相知町、呼子町など） ケーブルインターネット及びVNTT等のインターネット利用が見込めないエリアへの地域特性を踏まえた支援の検討 ・ADSL導入に係る支援（0.2%増） ・無線を活用した高速インターネットサービスの実現に向けた研究及び支援（0.2%増） 	検討 → 支援 → (可能なものは、平成16年度から実施)	・ブロードバンド利用可能世帯カバー率90%以上			
				76.9%			90%		

番号	重点実施項目		担当課	実施方針	実施工程表				目標
					H15	H16	H17	H18	
34	民間やNPOによる福祉施設の整備・運営、福祉関連企業の育成支援	・民間総合保健施設や民間グループホームの設置・運営の促進など	福祉課	・民間やNPOが、民間保健福祉施設等の整備・運営をするに当たって、必要とされる支援方策等について、平成15年度に庁内で検討し、平成16年度にニーズ調査等を行い、平成17年度からの施策の具体化を図る。	現況把握 庁内検討 →	民間・NPO等の二-ズ調査、検討 →	施策の実施 →		-
	地域における高齢者のためのグループホームの設置	・新たに県内で20施設以上の設置	長寿社会課	痴呆性高齢者グループホームとして、さがゴールドプラン21に基づき、平成18年度までに21施設を整備する。 平成15年度から新たに、民間による宅老所の整備支援を行い、平成18年度までに12施設を整備する。 宅老所＝高齢者が住み慣れた地域で可能な限り自立した生活が送れるよう、民家などの家庭的な雰囲気の中で、少人数の高齢者をあずかる施設	グループホーム 7施設 宅老所 3施設 計 10施設	5施設 3施設 計 8施設	5施設 3施設 計 8施設	4施設 3施設 計 7施設	33施設
35	少子化対策の充実	・小児医療を含めた24時間救急医療体制の整備	医務課	・24時間救急医療体制については、夜間外来体制整備の一層の充実に努めるとともに、県民の利用状況やコース、医療・搬送機関における課題などの問題点を本年中に把握し、軽症から重症、重篤に至る体系的かつ総合的な救急医療体制の充実に向けて、県救急医療協議会（平成14年10月設置）において取り組む。 ・特に、小児救急医療体制については、県救急医療協議会の専門委員会において各地域の実状に応じた具体的体制を検討する。また、小児科医確保対策のため、新たに設置する緊急対策検討会での検討結果を踏まえ、平成16年度からの具体的施策の実施に向けて取り組む。	県救急医療協議会での検討 →	小児専門医確保緊急対策検討会での検討・方針決定 →	→	→	-
		・不妊治療への助成など	健康増進課	不妊で悩む夫婦等の抱える問題に対応し、経済的・精神的な支援を図るため、国や他の自治体に先駆けて、新たに、不妊治療のうち、保険適用外となる体外受精を対象とした治療費助成に取り組むとともに、心理的ケア等専門の知識を有するカウンセラーを配置し、県民の相談体制を充実する。 不妊症の要因となっている性感染症の拡大防止を図るため、平成15年度に性と生を自立的に判断できる青少年の育成を図る施策を検討し平成16年度にNPOやボランティアの支援を得て実施する。	不妊治療支援事業 性感染症防止の施策検討 → 出生期待数 20人	実施 30人	→	→	出生の期待数 110人

番号	重点実施項目		担当課	実施方針	実施工程表				目標	
					H15	H16	H17	H18		
36	子育て環境の充実	・保育所における低年齢児保育や休日・延長保育、病後時保育の実施	少子政策室	<p>低年齢児保育事業及び延長保育事業について、平成18年度までに、県内全保育所(平成15年4月現在210か所)の実施に向けて取り組む。</p> <p>なお、延長保育事業については、県内での普及促進を図るため、平成15、16年度において、県緊急雇用創出基金を活用した延長保育等緊急支援事業に取り組む。</p> <p>休日保育事業について、平成18年度までに、県内全保育所の1割での実施に向けて取り組む。</p> <p>病後児保育については、現在の2か所を平成15年度中に3か所に増やし、平成16年度以降県内全域での利用が可能な配置に向けて取り組む。</p>	事業推進				全保育所で実施	
			総務学事課	<p>私立幼稚園における子育て支援</p> <p>・構造改革特区の特例措置による入園年齢の引き下げ</p> <p>・空き教室を活用した、3歳未満児の預かり保育の実施</p>	事業推進					全保育所の1割で実施
			特区申請(仮)、検討	事業開始			県内全域での利用が可能な配置			
		・保育所待機児童ゼロ	児童青少年課	<p>・平成18年度までに「待機児童数ゼロ」を目標とし、平成15年度中に平成16年度以降の保育所の整備を計画する。</p> <p>なお、平成15年度において、新たに、2か所の保育所の新設等を行う。</p> <p>平成15年度整備計画 創設2か所、増改築3か所 など</p>	保育所整備の推進				待機児童数0人	
		・「こども園」の設置(幼稚園と保育所を一元化)	総務学事課 児童青少年課 学校教育課	<p>・幼稚園と保育園の連携や一元化等について、庁内検討組織を7月に設置し全国の事例研究等を行い、平成16年度において、実施主体(市町村など)や利用者の意向の把握や意見交換等を進めて、平成18年度に具体化できるよう取り組む。</p>	検討組織で協議(7月)先進事例研究	意向把握意向に対応しモデル園(子ども園)を選定	モデル園(こども園)の具体化に向けての整備の手続き実施	モデル園(こども園)の開設	モデル園(こども園)設置数1園	

番号	重点実施項目		担当課	実施方針	実施工程表				目標
					H15	H16	H17	H18	
37	子供を持つ女性が働きやすい環境づくり	在宅勤務についての県による事業者認定制度の創設	労働課	<ul style="list-style-type: none"> 女性の就業状況は、出産や育児のため、30～34才を中心に就業率が落ちるM字カーブを描いているが、この年齢階級でも就業希望者（潜在的労働力率）は73%を超えている。 このため、平成15年度から新たに、家庭にいながら仕事を確保することを容易にするための在宅支援（SOHO支援）サイトを立ち上げ、在宅勤務者・発注企業の登録を行い、受発注を促す。さらに、県の各課業務（テープおこし、データ入力等）についても委託基準策定の上、SOHO事業者へ委託する。 	システム開発及び広報 システム運用開始（11月） 委託基準の策定 SOHO事業者登録件数10件	50件	75件	100件	事業者登録件数100件
		男性の育児休暇取得の促進など	男女共同参画課 労働課	<ul style="list-style-type: none"> 企業、団体等を対象に男女共同参画に関する意識の醸成を図る啓発活動として「女性と男性のいきいきワーク推進事業」を行うがその中で、男性の育児休暇取得の促進を働きかける。 男性の育児休業取得を含めた仕事と家庭の両立支援策の促進等について労働者・使用者・学識経験者から構成する佐賀県産業労働懇話会や児童環境づくり推進協議会において検討し、また、企業・県民・県政モニターの意見募集を行い、企業規模別に目標年度・目標数値を設定する。 	<ul style="list-style-type: none"> 8月啓発資料の作成 ・随時事業者へ啓発活動 産業労働懇話会開催 意見募集 数値目標の設定（11月） 			目標値（従業員300人以上の企業） 男性育児休業取得率4%	（従業員300人以上の企業） 男性育児休業取得率4%
38	すべての人にやさしいユニバーサルデザインのまちづくり	公共施設のユニバーサル化	福祉課	<ul style="list-style-type: none"> 病院や店舗、官公庁などの公共施設のバリアフリーの推進については、「佐賀県福祉のまちづくり条例」で整備基準を定めているが、今後、「バリアフリーからユニバーサルデザインのまちづくり」に向けた取組みを進めるため、新たに、庁内横断的な推進組織を設置し、公共施設のユニバーサルデザイン化の新たな方針策定や、標準仕様の検討、整備目標の設定などを行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 推進組織の設置（8月以降、年3回程度） 実態調査の実施 方針、目標の検討・決定 	普及・啓発 施策・事業の具体化検討	施策・事業の推進	進捗状況の把握・評価	-
		下水道環境の整備(合併処理浄化槽も活用しながら46.6%の普及率を60%まで向上)	まちづくり推進課 農村整備課 水産漁港課 廃棄物対策課	<ul style="list-style-type: none"> 平成18年度末までに普及率62%を達成するため、平成15年度に公共下水道の県費補助制度を見直し、また、浄化槽については、市町村が実施主体となる浄化槽整備の県費補助制度を本年度中に創設し、整備を推進する。 汚水処理施設の計画的な整備を行うため、「佐賀県下水道等整備構想」を今年度中に見直す。 <p>（平成13年度末 46.6% 平成18年度末 62% を目指す）</p>	<ul style="list-style-type: none"> （公共下水・農排・漁排・浄化槽） （浄化槽（市町村営）） 				62%
					53%	56%	59%	62%	

番号	重点実施項目		担当課	実施方針	実施工程表				目標	
					H15	H16	H17	H18		
39	有明海の環境の保全	・環境変化と諫早湾干拓事業との因果関係の分析など科学的な原因究明を徹底的に追求、再生に向けた取組	漁政課	<ul style="list-style-type: none"> ・平成17年度まで有明水産振興センターにおいて、佐賀大学、国や関係県と連携をとりながら、下記のとおり各種調査を実施する。 <ol style="list-style-type: none"> 1. 海況調査：流況、水質、底質調査 2. 生物調査：プランクトン、定生生物、浮遊幼生、ヒイイ調査 3. 新技術開発調査：底泥微生物相調査、稚仔魚分布調査 4. 干潟域研究：干潟、浮泥等の物理化学的調査、干潟浄化機能に寄与する細菌調査 ・これら県の調査結果をとりまとめるとともに、国の調査結果を合わせ、有明海特別措置法に基づき設置された評価委員会できりまとめが行われるよう要望していく。 ・政府予算提案の場等において、中長期専門調査を含む原因究明のための調査を国に対し要望していく。 ・また、中長期専門調査の実施に向け、沿岸各県と今後の具体的行動について協議する。 	各種調査の実施				250事業場 実態調査	
			農村整備課		<ul style="list-style-type: none"> ・農村地域の生活排水による有明海への汚濁負荷量の削減を図るため、農業集落排水施設における処理水質の高度化を促進するための実証実験を行う。 	調査結果の評価				
			環境課		<ul style="list-style-type: none"> ・「有明海再生に関する佐賀県計画」(5年計画)に基づき、有明海に流入する汚濁負荷量を定量的に把握するとともに、汚濁負荷量の総量を削減するため、対策を実施する。 有明海毎域汚濁負荷対策調査 小規模事業（未規制事業場）の排水の実態調査(排水量、原材料、汚水処理方法等のアンケート調査、排水の水質調査)を行い、汚濁負荷削減のための対策を検討。 生活排水対策 有明海対策法に基づく指定地或35市町村のうち、下水道排水処理施設の整備に関する事業に着手していない市町村を対象に生活排水対策重点地域に指定し、計画的な汚濁負荷量の削減対策を推進する。 	負荷対策調査	指導指針 取りまとめ	改善措置		
					関係機関 協議	指定市町村 決定	以降順次 指定	5市町指定		
40	上流と下流が連携した海と森の再生	・公益的機能の高い森林を「環境林」と位置づけ、森林や土壌の状況診断や、間伐を行う「土と緑の雇用事業」による整備の重点的実施	林政課 森林整備課	<ul style="list-style-type: none"> ・流域全体を視野に入れた海と森の再生を図るため、森林から河川、農用地、都市、海までの流域全体で水環境保全のための取組を促進する必要があることから、その源となる森林の保全を実施する。 ・まず、「新しい佐賀の森林づくりビジョン」を策定するため7月にビジョン策定委員会を設置し、4回開催し、環境林の位置づけ、環境林整備に向けた目標量やスケジュールについて年度内に検討し、決定する。 ・併せて、今年度から「佐賀県緊急雇用創出基金事業」を活用した「森林環境整備緊急対策事業」を実施し、人工林に侵入した竹の駆除、竹林の整備（5年間1000ha）及び高齢林の間伐（5年間1700ha）を実施し、公益的機能の高い森林づくりを行う。 ・また、「さが四季彩の郷づくり推進事業」を実施し、ボランティアの参加も得ながら5年間で33万本の広葉樹の植栽を行うとともに、「造林事業」などにより間伐、下刈りなど4年間で10,400haを実施する。 	ビジョン策 定委員会開 催	募集（10月から雇用）			平成19年度ま でに、新たに 広葉樹を33万 本植栽	
					8月	広葉樹植栽・間伐の実施				

番号	重点実施項目	担当課	実施方針	実施工程表				目標
				H15	H16	H17	H18	
41	環境先進県づくりのための取組	環境課	<ul style="list-style-type: none"> 地球温暖化が大きな課題となる中、「地球温暖化防止地域計画」を策定し、県内におけるエネルギー消費の現状を把握し、企業活動、家庭生活、運輸交通の各部門ごとに削減目標を定めます。(平成16年2月)また、この課題に県民をあげて取り組むため、『地球環境家族』(仮称)及び『地球環境企業』(仮称)の募集、登録を行い、『佐賀県環境にやさしい県民運動推進会議』の会員の拡大と実践活動を進めていく。 具体的には、登録いただいた家族、企業の皆さんから地球環境のための実践活動状況、施策の提言、エネルギー消費量などのデータをいただき、優良な取組みを広く一般に紹介しながら、運動を広げていく。 	会員の拡大を図る 情報提供機能の強化 (地域計画策定) 地球温暖化対策の取組み				-
		環境課 林政課 森林整備課	<ul style="list-style-type: none"> 県としての地球温暖化対策の指針となる、「地球温暖化防止地域計画」を平成16年2月末までに策定することとしてあり、この中で温室効果ガス削減目標等を定めるとともに、その達成に向けて、下刈り、間伐などの森林整備を推進し、CO₂の吸収源として豊かな緑の育成に努め(4年間で10,400haの整備)、将来的なCO₂排出量取引に備える。 	地球温暖化防止地域計画の策定 (調査・素案確定・パブリックコメント・策定・広報) 間伐下刈り実施				-
42	循環型社会形成に向けた取組の強化	廃棄物対策課	<ul style="list-style-type: none"> 本県の地理的条件、産業の立地状況等を踏まえた廃棄物処理など静脈産業の集積、団地化などの支援の可能性について調査研究を行う。 	調査・検討 8月調査等 10月 中間報告(調整) 1月 報告書提出 事業化の調整・検討				-
		廃棄物対策課	<ul style="list-style-type: none"> 平成18年度に公約の50%を上回る実績が上がるよう、 リサイクル推進情報の積極的な発信 リサイクルの推進方策の研究 経済的手法(産業廃棄物税)の検討等への取組みに加え、 自動車リサイクル法(平成16年12月完全施行)の適正な実施 産業廃棄物実態調査及び「廃棄物処理計画」の見直しへの取組みを行う。 	リサイクル率40%(H12) 産業廃棄物リサイクル推進法の適正な実施 リサイクル製品認定委員会年4回開催 リサイクル講習会年1回開催 リサイクル推進協議会年2回開催 自動車リサイクル 産業廃棄物実態調査及び廃棄物処理計画の見直し リサイクル率50%(H18) リサイクル率50%以上				-
43	新しいエネルギー開発のための研究支援	産業振興課	<ul style="list-style-type: none"> 平成15年12月までに、水素の製造や他の新エネルギーに係る県内の技術や応用できる分野等についての調査を行い、平成16年度には、大学や研究機関、企業などから、水素製造等に係る新エネルギー開発の技術や製造のための体制・予算等についての調査を実施し、成長の可能性や課題等を整理する。 これらの結果を踏まえ、新エネルギー分野の事業化に向けた可能性について検討し、工業技術センターの強化や産学官の共同研究の提案等の必要な施策を実施する。 	県内の状況調査 企業等を調査し、課題等を整理 事業化可能性の検討 共同研究の提案等				-

番号	重点実施項目		担当課	実施方針	実施工程表				目標
					H15	H16	H17	H18	
44	幼児教育の重視	・幼稚園、保育所、小学校の連携	学校教育課	<ul style="list-style-type: none"> 平成15年度から、「就学前教育と小学校の連携に関する総合的調査研究」の委嘱を受けて調査研究を行い、その成果を県内幼稚園、保育所、小学校に周知。（研究協力校：芦刈幼稚園、芦刈保育園、芦刈小学校） 平成15年度に連携のあり方について検討し、平成16年度から幼・保・小の連携を推進する新たな事業に取り組む。 	調査研究事業実施 ● 事業化の検討 ●→	新規事業実施 市町村実施率25% ●	50% ●	100% ●	実施市町村割合 100%
	すべての小中学校で「生きる力」	・農林漁業体験や共同生活体験を実施し、ふるさとへの理解と食への意識向上を進める。	学校教育課	<ul style="list-style-type: none"> 小中学校における農業体験等を推進するとともに、更に学習プログラムの開発を図る。 小中学校で農林漁業など地域産業について体系的に学ぶための学習プログラムの開発を行う。 農業関係機関と小学校が連携し、総合的な学習の時間等を活用して、全ての小学校で農業体験を実施する。（平成18年度 174校） 小学校高学年で宿泊を伴う自然体験活動を行ってきたが、平成16年度以降、新たに農林水産業体験や共同生活などを行う豊かな体験事業を全ての小中学校で実施する。 	事業化検討 ●→ 事業化検討 ●→ 事業化検討 ●→	プログラム開発 ●→ 事業開始 ●→	活用 ●→ 3年間で全小中学校で実施 ●→	90% ● 95% ● 100% ●	174校 平成16年度～18年度 100%
	子供を持つ親への教育講座等の実施	・親子で互いに学びあう機会の提供	生涯学習課	<ul style="list-style-type: none"> 家庭は、すべての教育の出発点であり、教育ルネサンス事業の三つの柱の一つとして掲げ、体系的な家庭教育支援施策に取り組んでいく必要がある。 公民館や保育所、少年自然の家等を活用し、親子や世代間の交流の機会の提供のあり方などを検討し、平成17年7月から検討の結果を踏まえて事業を開始する。 	子育て推進企画委員会等で検討開始 9月 ●	3月 庁内検討 ●→	7月 検討を踏まえ事業の実施 ●→		
45	県独自の「講師資格認定制度」	・「夢あるさが」「癒しのさが」「学びのさが」が語れる多様な講師を養成	生涯学習課	<ul style="list-style-type: none"> 佐賀県生涯学習審議会において、認定制度の導入等、新しい時代に対応した多様な県民の学習の在り方、推進方策について、審議・検討していただき、平成17年度から制度の運用を開始する。 県民が学習したい内容に応じて、いつでも必要な講師が簡単に見つけられる人材プログラムバンクの効果的な運用を平成16年9月から実施する。 県内で開催されるさまざまな講座・講演会等の情報を体系化して、インターネットにより平成16年9月から県民に提供する。 	8月県生涯学習審議会に諮問 ● 認定制度の検討 ●	9月答申 ●→ 庁内検討 ●	新制度による講師資格認定開始 ●→	9月 人材バンク制度実施 ●→ インターネットによる講演会等情報提供9月 ●→	

番号	重点実施項目		担当課	実施方針	実施工程表				目標	
					H15	H16	H17	H18		
46	「安心」と「信頼」の 学校教育の取組	・小学校低学年に少人数学級 を導入	総務課 学校教育課	・教育委員会では、平成15年度に少人数授業・少人数学級等検討会議を設置し、これまでに取り組んできた少人数授業やチームティーチングの検証と少人数授業、少人数学級の学習効果の違い等について検討していくこととしており、その内容も見ながら、少人数学級の導入が図られるよう、教育委員会に求めている。	平成18年度 までの導入 を求めている ●					-
		・教員の社会研修の強化や不 適格教員への厳格な対応	教職員課 学校教育課	<p>・「新しい教員の人事管理の在り方に関する調査研究会議」からの報告（平成15年3月）を踏まえ、指導力不足教員の状況を的確に把握し、専門的かつ多角的な見地から判定（判定委員会の判定を踏まえ、県教委が決定）を行い、分限免職処分を含めた人事上の措置を適正かつ厳格に行っていく。</p> <p>・公務員制度改革の趣旨を踏まえて、教員の評価についても、平成15年度に新たに県内各分野から委員を委嘱し、研究会議を設置し、幅広く意見を求めながら、適正な評価の在り方について研究を進めていく。</p> <p>・社会体験をすることにより教員の視野を広げるための研修を実施。</p> <p>1 初任者研修 農業大学校や企業、福祉施設等での体験研修。 2 教職経験者研修（10年） 校外研修の中に社会体験研修を位置付け。 3 教員長期社会体験研修 2週間程度の民間企業等派遣研修 小・中学校の新任教頭を対象。 1か月間の民間企業等派遣研修 概ね30代の教諭を対象(毎年12人) 1年間の民間企業等派遣研修 教頭5人、教諭7人、主事2人で実施。 4 新任教務主任体験研修 3～5日の体験研修を実施</p> <p>・研修の充実・見直しを進め、全教員(8,129名)の社会体験経験率を20%(平成14年度実績)から、平成18年度までに40%まで拡大する。</p>	判定委員会 (年2回実施)指導力強化 研修等実施 ● 教員の評価 調査研究	判定等改善 を加え実施 ● 中間報告 (試行)	判定等改善 を加え実施	判定等改善 を加え実施	判定等改善 を加え実施	社会体験 経験者 40%

番号	重点実施項目		担当課	実施方針	実施工程表				目標
					H15	H16	H17	H18	
47	語学の活用能力を身につけるための教育	・第2外国語の選択制の導入	学校教育課	<ul style="list-style-type: none"> ・現在、県立高校7校で、中国語（6校）、ハングル（4校）の授業を実施。 ・今後、高校生のニーズ等を把握するとともに、カリキュラムの在り方などを検討し、平成17年度から実施する。 	ニーズの把握と検討 		実施		-
		・小中学校における英語教育の充実など	学校教育課	<ul style="list-style-type: none"> ・総合的な学習の時間における国際理解教育の一環として、英語活動を実施している小学校は増加している。 ・小学校で英語活動を推進するため、各学校で指導的立場になる人材を育成する。（各学校2名の配置が図れるよう、平成16～18年度、新たに348名の人材育成を図る。） ・教員の英語の運用力及び教授力の向上を図るため、平成15～18年度で、中学校の英語教員全員(約500人)を対象に、8日間の集中研修を実施。 	予算化検討 	新規事業化 	3年間で348名の指導者を育成 英語教員研修では 	4年間で全員研修 	(小学校) 育成する指導者数 348名
	国際的に通用する人材の育成	・海外留学を支援する制度の検討	学校教育課	<ul style="list-style-type: none"> ・長期留学を行う高校生を対象とした新たな留学支援の補助制度について検討し、平成16年度からの実施を目指す。 ・地方分権研究会が実施するリーダー養成塾のセミナーに参加することを検討する。 	制度化検討 	事業実施			

番号	重点実施項目		担当課	実施方針	実施工程表				目標
					H15	H16	H17	H18	
48	生涯学習「拠点」づくり日本一	<ul style="list-style-type: none"> 全ての県民が生涯を通じ、知識・技能の習得ができ、老若男女が「学び」を通して向上しあえる拠点づくりと県内の各大学との連携をさらに強化 	生涯学習課	<ul style="list-style-type: none"> 県民カレッジ（大学や市町村、民間カルチャーセンター等）の充実などにより生涯学習「拠点」づくり日本一を目指した総合的な推進方策を平成16年度までに取りまとめ、平成17年度から実施する。 佐賀大学等の高等教育機関や県内の様々な試験研究機関等との生涯教育のネットワークづくりを目指す。 	県生涯学習審議会に諮問 8月	答申 9月 庁内検討	実施		
	高等教育機関の充実について新たな視点で検討		総務学事課	<ul style="list-style-type: none"> 従来の制度にとらわれない新たな機能や形態を持つ高等教育機関の可能性について調査・研究する。 平成15年度に庁内関係課による研究会を発足 平成16年度までの2か年間で取りまとめる 		研究会			
49	日本一の「図書館先進県」	<ul style="list-style-type: none"> 県立図書館の開館時間延長や休日開館の実施、あわせて誰もが利用できるパソコン設置、ベンチャー育成のための情報提供・相談業務等によるサービスの向上 	生涯学習課	<ul style="list-style-type: none"> 県立図書館には、県民への図書サービス機能と図書館の図書館として市町村立図書館への支援機能の二つの側面があり、両者の機能をともに充実させる。 【県立図書館自体の充実】 県民ニーズに対応した開館時間等の実施 相談窓口体制の整備 レファレンス機能の充実 だれもが利用できるパソコンの設置 県内図書館とのネットワーク強化による対応 	8月県生涯学習審議会に諮問	9月答申 庁内検討	実施		
		<ul style="list-style-type: none"> 空き店舗や既存公共施設を活用した県内各地での図書館機能の充実 	生涯学習課	<ul style="list-style-type: none"> 空き店舗の利用、公共施設の利用については、平成15年10月から検討を行い、平成17年度から施策の展開を図る。 	検討開始 10月		検討結果を踏まえて施策の展開を図る		